

同一指數世帯の優先順位表

| 優先順位 | 細　　目 |
|-------|--|
| 第1順位 | 希望順位の高い者 |
| 第2順位 | 兄弟姉妹が希望の保育所(園)に在所(園) |
| 第3順位 | ひとり親家庭 |
| 第4順位 | 両親とも不在又はそれに準じる世帯 |
| 第5順位 | 入所希望児童に障害等があり、手厚い保育を必要とする |
| 第6順位 | 入所希望児童が多胎児 |
| 第7順位 | 虐待DV等により、社会的養護が必要な家庭 |
| 第8順位 | 生活保護の家庭 |
| 第9順位 | 保護者が車または免許を保有していないため、徒歩圏内を希望する世帯 |
| 第10順位 | 中心者が失業し、就労の必要性が高い家庭 |
| 第11順位 | 育児休業が明け、復帰が確定している家庭 |
| 第12順位 | 単身赴任の家庭 |
| 第13順位 | 就労(就学)時間が保育所開所時間内である世帯 |
| 第14順位 | 第14順位は、次の順で優先する。 1. 65歳未満の養育可能祖父母のいない世帯 2. 祖父母が同居していない世帯 |
| 第15順位 | 第15順位は、次の順で優先する。 1. 未就学児童の多い世帯 2. 小学校3年生以下の児童の多い世帯 3. 小学校3年生以下の児童の平均年齢の低い世帯 |
| 第16順位 | 第16順位は、次の順で優先する。 1. 居宅外で就労している。 2. 居宅内で就労している。 |
| 第17順位 | 通勤時間の長い世帯 |
| 第18順位 | 選考基準指標の高い者 |

1.第2順位については、入所申込児童と入れ替わりで兄弟姉妹が卒園・退園する場合は優先としない。

2.第4順位「両親とも不在に準じる世帯」については、入所選考会議にて認定する。

3.第14順位でいう養育可能祖父母とは、65歳未満の祖父母で無職の者をいう。ただし、病気・障害・介護にあたる場合は除く。